

国保は 助け合いの制度です

国保制度は皆さんの保険税で支えられています



あなたは「絶対病氣しない」とか「絶対ケガをしない」と言い続けることができますか？

悲しいことですが、私たちは、いつどんなふうにして医療を受ける立場になるかわからないものです。そんな「もしも」の事態に備え、ふだんからお互いが収入に応じてお金を出し合い、いざというときに医療費などの面倒を見合うしくみが医療保険制度です。

わが国は**国民皆保険**になっており、職場等の医療保険に入っていない人は、すべて国民健康保険（通称：国保）に加入することになっていきます。

勤務先の保険に入っている人や生活保護を受けている人以外は、すべて国保に入り、保険税を納めるように定められています。

国保では、家族一人ひとりがみんな被保険者ですが、加入の届け出は世帯ごとに行い、世帯主が保

険税を納めることになります。

下の表のような時には、必ず届け出をお願いします。

届け出が遅れると

保険税は、加入者が国保加入の資格を得た月の分から納めなければなりません。もし、届け出が遅れると、加入の資格を得た月までさかのぼって保険税を納めることとなります。加入手続きをした時点からというわけではありません。脱退した場合は、脱退した月の前月分までの納入となります。

〈納付方法〉

納付書は、世帯主あてに送付されます。世帯単位で加入し、世帯単位で計算され、世帯主が納付義務者となるからです。世帯主が他の健康保険に加入しているときでも変わりません。

〈口座振替のご利用を〉

仕事などで多忙な毎日を送って

14日以内に必ず届け出をしましょう

	届け出をしなければならない場合	持参するもの
国保に加入する場合	他の市区町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書、一部転入で世帯に被保険者証がある場合は、その被保険者証
	職場等の健康保険を脱退したとき	印かん、健保等の離脱証明書、退職被保険者の該当者は年金証書
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印かん、被保険者証、母子健康手帳
国保を脱退する場合	他の市区町村へ転出するとき	印かん、被保険者証
	職場等の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保等の被保険者証、扶養認定年月日の証明書
	生活保護法の適用を受けたとき	印かん、被保険者証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、被保険者証、死亡診断書
その他の場合	退職者医療制度に該当したとき	印かん、被保険者証、年金証書
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、被保険者証
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、被保険者証
	被保険者証をなくしたとき、よごれて使えなくなったとき	印かん、使えなくなった被保険者証、身分を証明するもの
	修学のため子どもが他の市区町村に住むとき	印かん、被保険者証、在学証明書
	長期旅行などで別個の被保険者証が必要なとき	印かん、被保険者証

保険税は 大切な財源です

いる人には、期日がくればあなたの口座から自動的に支払われる「口座振替」を利用すると便利です。一度手続きをすませれば、以後自動的に口座から納付されます。口座振替の申し込み用紙は、税務課および市内指定金融機関等の窓口にあります。

保険税は国や県からの補助金と

合わせ、医療給付を行うため欠かすことのできない財源です。ですから、保険税を未納のままにしておくと、他の加入者との公平を欠くばかりでなく、加入者みずからが、事業の健全な運営を妨げしてしまうことにもなります。

国保を健全に運営するためには、

二つのことが重要です。

一つは、医療費の伸びをできるかぎり小さくすること、もう一つは、みんなが確実に保険税を納めることです。

納めていただかないと、翌年保険税がまた上がってしまうこととなります。保険税は納期内に納めるようお願いいたします。なにとともにそうですが、義務あつての権利です。医療を受けて医療費を使うまえに、きちんと保険税を払うことが大切です。

そうでないと他の人の負担によって国保財政をささえるということになります。このようなことが続くことやがて保険制度がつぶれてしまいます。